

国税庁補助金の第3期募集について

国税庁では、酒類事業者の方を対象に、新市場開拓支援事業費補助金（フロンティア補助金）と日本産酒類海外展開支援事業費補助金（ブランド化・酒蔵ツーリズム補助金）の第3期募集を開始しました。

新商品の開発や新たな販売方法をお考えの方、ブランド化による海外展開や地域と連携した酒蔵ツーリズム等をお考えの方は、是非ともご検討ください。

フロンティア補助金の概要

【補助対象事業】

(1) 商品の差別化による新たなニーズの獲得

消費者のニーズを満たし、既存商品と差別化された酒類の開発

《取組例》

- 食品等とのペアリングに特化した商品や、地方産品の特性を生かした商品の開発
- 個人に対するオーダーメイド商品の開発体制の構築
- 「伝統的酒造り」を差別化のポイントとした高付加価値商品の開発 など

(2) 販売手法の多様化による新たなニーズの獲得

販売における新たな訴求力により、消費者の多様なニーズに応えるサービスの提供

《取組例》

- 商品情報の充実による販売促進（QRコード等を活用した取扱商品のブランドストーリーの提供や消費者が求める情報を記載した裏ラベルの活用等）
- テイスティング等の顧客体験を重視した販売形態の確立
- データ分析等を用いた、顧客の嗜好に合致した商品の販売手法の導入など

(3) ICT技術を活用した、製造・流通の高度化・効率化

ICTの活用により専門家の技能との相乗効果を創出する等、製造・流通の高度化・効率化

《取組例》

- 製造：AI技術等を活用した品質管理システムの導入
- 流通：RFIDやAIカメラ等を活用した管理システムの導入など

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により顕在化した課題への対応

《取組例》

- 特定の飲食店に取引が限定されている事業者が新たな販路を開拓するための取組
- 家飲み需要の伸長への対応
- 共同配送等による物流効率化等を通じた経費の削減など

【補助率】 補助対象経費の1/2

【補助金額】 上記(1)~(3) 1件当たり 500万円上限、200万円下限
上記(4) 1件当たり 400万円上限、50万円下限

裏面もあります

ブランド化・酒蔵ツーリズム補助金の概要

【補助対象事業】

(1) 日本産酒類のブランド化に関する取組

日本産酒類の高付加価値化や、海外のニーズを踏まえた新商品開発、認知度向上のための情報発信など、商品のブランド化を推進する取組

※ 将来的に海外展開を目的とする取組であれば、補助事業期間中に行う事業が、国内又は国内に居住する者等を対象とするものも補助対象となります。

《取組例》

- 海外ニーズを踏まえ、強みを活かした海外展開のための現地調査とブランド戦略の構築
- 海外の嗜好に即した新商品開発、新規ブランドの立上げ、そのための調査研究
- 海外において新規に製品を取り扱う事業者の開拓や新たな販売手法の試行
- 海外の有名レストラン等の協力による認知度向上に向けた情報発信
- 地理的表示（G I）やテロワール等を海外向けのブランド化に活用
- 農商工連携や異業種連携等による新たな価値創造

(2) 酒蔵ツーリズムの推進に関する取組

インバウンドの需要拡大を目的とし、酒類事業者、観光事業者、交通機関、地方公共団体等が連携して、酒蔵やワイナリー、ブルワリー等を巡って楽しむことのできる周遊・滞在型観光「酒蔵ツーリズム」を推進し、日本産酒類の認知度向上等を図る取組

※ 将来的にインバウンドによる海外需要の開拓を目的とする取組であれば、補助事業期間中に行う事業が、国内又は国内に居住する者等を対象とするものも補助対象となります。

《取組例》

- 酒蔵自体の観光化による、観光客の受入れ整備や消費拡大につながる取組
- 酒蔵ツーリズムによる地域連携の機運醸成や、酒類を含む地域の価値創造につながる取組
- ガイド育成や他の観光資源の組合せによる滞在時間の拡大や宿泊を通じ、消費拡大を促す商品開発

【補助率】 補助対象経費の1/2

【補助金額】 1件当たり1,000万円上限、200万円下限

補助金募集の共通事項

【公募期間】 令和4年7月13日(水)～8月17日(水)

【補助対象者】 酒類事業者（製造業者、販売業者）又は酒類事業者を1者以上含むグループ

【事業実施期間】 交付決定日（令和4年9月下旬以降）～令和5年2月10日

【公募要領】 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp> に掲載しております。

ホーム/税の情報・手続・用紙/お酒に関する情報/酒類業の振興に関する主な募集情報

右下の二次元コードでも表示されます。

※ これまでの補助金採択事業者や事業名についても掲載されておりますので参考としていただければと思います。

【お問い合わせ先】

札幌国税局 酒類業調整官 担当：堀下、野崎、山本

☎ 011 (231) 5011 (内線 4502.4503)

